令和８年度国産化粧品原料の実需・供給条件調査　業務委託仕様書

第１　目的

佐賀県では、唐津市及び玄海町を中心とする県内及び北部九州に、美と健康に関するコスメティック産業を集積させるとともに、自然由来原料の供給地となることを掲げ、「コスメティック構想」を推進している。県内では、農林水産物やその未利用部位等を用いた化粧品原料の開発及び採用が進みつつあるが、個別の相談や案件に応じた取組が中心であり、実需者が求める品目、数量、価格、品質、加工及び納品の条件を広く把握した上で、生産・供給体制を構築することが課題となっている。

本業務は、公開情報等から植物由来化粧品原料の候補素材を抽出し、化粧品メーカー、化粧品OEM・ODM（以下「化粧品OEM等」という。）、化粧品原料メーカー及び原料商社等へのヒアリングを通じて、国産自然由来原料に対する実需及び採用条件を把握するものである。さらに、県内の気候や土壌、栽培、一次加工等の状況を踏まえて重点原料候補を選定し、個別調査を行うことで、連携候補企業及び今後の課題を明らかにすることを目的とする。

第２　業務内容

（１）基本方針

① 調査は、候補素材を幅広く把握した上で、実需及び県内の供給可能性を調査し、重点原料候補５品目を選定し、個別調査により検討を深めること。

② 化粧品メーカー、化粧品OEM等、化粧品原料メーカー及び原料商社等10社程度へのヒアリングにより、植物由来成分全体の規格、採用条件、数量、価格帯、納品形態等を把握すること。

③ 重点原料候補の個別調査は、公開情報、県提供資料、企業・関係者ヒアリング及び現地視察から調査することを基本とする。本業務には、成分分析、安全性試験、栽培試験、試作品・サンプルの製造、設備設計及び個別取引の価格交渉は含まない。

④ 調査内容を踏まえ、重点原料候補の供給に向けて、次年度以降に優先して取り組むべき事項及びその実施に当たっての課題を整理すること。

（２）実施内容

受託者は、次に掲げる業務を相互に関連付けて実施すること。本仕様書に定める数量及び調査範囲、調査方法、対象及び実施順序の詳細は、企画提案を踏まえて県と協議の上決定する。

①　業務実施計画の策定

（ア）契約締結後速やかに業務実施計画書を提出し、県の承認を受けること。

（イ）企業等へ提示する説明資料、依頼文、質問票及び記録様式は、事前に県の確認を受けること。

② 既存情報の整理及び調査設計

（ア）化粧品成分データベース、商品情報サイト、企業・業界団体の公開資料、学術情報、統計その他の利用可能な情報源を用い、化粧品に使用される植物由来成分及び原料植物の候補を抽出すること。特定の有料データベースの使用は必須としない。

（イ）候補素材について、植物名、使用部位、成分名、主な用途・機能、採用商品又は活用例、国内外の生産・調達に関する情報、佐賀県との関連可能性及び出典を一覧化すること。調査対象を無制限に広げず、実需者ヒアリング及び重点原料候補の選定に必要な範囲で整理すること。

（ウ）県が提供する既存資料、候補素材情報及び取組実績を確認し、化粧品メーカー、化粧品 OEM 等、原料メーカー及び原料商社等の役割の違いを踏まえて、調査仮説及びヒアリング項目を設定すること。

（エ）利用した資料及びデータは、出典、基準時点、利用範囲及び留意点を記録すること。公開情報間で内容が異なる場合は、その差異を明示すること。

③ 県農林水産部職員へのヒアリング

（ア）佐賀県の農林水産業の生産構造、主要品目、生産時期、産地・生産者組織、未利用部位、副産物、遊休農地、栽培・採取上の制約、加工・保管・物流の状況等を把握するため、県農林水産部職員へのヒアリングを１回、２時間程度実施すること。

（イ）対面もしくは Web 会議で実施し、受託者が事前に論点及び質問事項を整理すること。ヒアリング対象者、参加者、日程及び場所は県と調整すること。

（ウ）ヒアリング結果は、県内供給可能性の分析及び企業向けヒアリング項目に反映すること。

④ 県が雇用する原料コーディネーター及び県工業技術センター職員へのヒアリング

（ア）県内素材の原料化、企業ニーズ、生産者・加工事業者との調整、品質・価格・ロット・供給継続性等に関する実務上の知見を把握するため、県が雇用する原料コーディネーター及び県工業技術センター職員へのヒアリングを、１回、２時間程度実施すること。

（イ）対面もしくは Web 会議で実施し、既存候補素材ごとの進捗、ボトルネック、企業との接点及び今後の可能性を整理すること。日程及び場所は県と調整すること。

（ウ）必要に応じ、企業向け質問票及び重点原料候補の評価軸について意見を聴取すること。

⑤ 唐津市及び玄海町の現地視察

（ア）唐津市及び玄海町を訪問し、素材の生産・採取現場、一次加工・保管設備、試験栽培地又は関係事業者等、本業務の目的に資する場所を視察すること。両地域を必ず訪問し、各地域1か所以上を現地で確認すること。

（イ）視察は原則として2日程度で実施し、両地域を同一日に視察できる行程を基本とする。視察先、確認事項及び面談者は県と協議して決定すること。

（ウ）視察では、訪問先で取り組まれている素材の栽培・利用状況及び加工設備等の概要を把握するとともに、化粧品原料としての供給に関する現状や主な課題について意見交換を行うこと。確認は、現地での見学、関係者への聞き取り及び提供資料により把握できる範囲とし、測定、試験、詳細な設備診断又は費用積算は求めない。

（エ）視察に必要な移動、資料作成及び記録に要する経費は委託料に含むものとする。県は、必要に応じ視察先との初期調整に協力する。

⑥ 実需者等へのヒアリング調査

（ア）化粧品メーカー、化粧品OEM等、化粧品原料メーカー及び原料商社を中心に、合計10社程度を目安としてヒアリングを実施すること。対象区分の構成及び選定理由は企画提案書に示すこと。

（イ）調査対象候補、対象区分、選定理由、接触方法及び代替候補は、事前に県へ提示し、協議の上決定すること。対象企業への依頼、日程調整及びヒアリングは、原則として受託者が行うこと。

（ウ）ヒアリングは、調達、研究開発、商品企画、品質保証又は原料営業等の担当者に対し、対面又はオンラインで実施すること。1社当たりの時間及び方法は、必要な情報と実施期間を踏まえて提案すること。

（エ）企業から回答を得られない場合に備え、代替候補を確保すること。ヒアリング結果が一部の企業区分に偏った場合は、その影響を報告書に記載すること。アンケートのみでヒアリングに代えることは認めない。

（オ）ヒアリングでは、植物由来成分全体に共通する規格・採用条件・納品形態等を把握するとともに、重点原料候補に関する追加確認を可能な範囲で行うこと。

（カ）主なヒアリング項目は、次表を基本とし、対象区分及び回答可能範囲に応じて具体化すること。

区分	主な把握事項
需要・用途	関心のある原料カテゴリー・品目・部位、想定用途・機能、既存原料の代替可能性、国産原料に求める価値
規格・採用条件	植物由来成分全体及び個別素材に求める規格、品質・安全性、評価項目、必要な試験・書類
数量・価格・調達	想定数量、最小発注量、試作・量産ロット、許容価格帯、商流、輸入品との比較、国産化への関心
加工・納品形態	生鮮・乾燥・粉末・エキス・油等の形態、一次加工・抽出、包装、保管、輸送、リードタイム
供給・品質保証	安定供給、ロット間差、原産地・生産履歴、トレーサビリティ、規格書・試験成績書等
採用プロセス	評価・採用の意思決定者、試験・試作の手順、標準的な期間、不採用となる主な理由
個別素材の条件	有望素材の栽培・採取、一次加工、価格、品質、供給量等に関する具体的条件及び懸念
連携意向	県内素材への関心、情報交換、サンプル評価、県内事業者との面談、共同開発等への意向

⑦　重点原料候補5品の選定及び個別調査

（ア）候補素材一覧、企業ヒアリング、農林水産部職員、原料コーディネーター及び工業技術センター職員へのヒアリング並びに現地視察の結果を踏まえ、県と協議の上、個別調査を行う重点原料候補を原則5品目選定すること。

（イ）重点原料候補ごとに、想定用途・成分、採用事例、個別の規格・採用条件・納品形態、国内外の栽培・採取状況、輸入状況又は国産化の状況、価格帯、栽培・採取条件、一次加工・抽出等の加工条件及び佐賀県で取り組む場合の適合性を、入手可能な情報の範囲で整理すること。

（ウ）重点原料候補ごとに、競合する植物種・代替原料及び国内外の主要産地との比較を行うとともに、代表的な先行事例を調査し、販路開拓・用途提案・ストーリー設計等の成功要因並びにロット不足・価格乖離・品質のばらつき等の失敗又は頓挫要因を整理すること。

（エ）個別調査は公開情報及びヒアリングで確認できる範囲とし、情報が得られない場合は不足情報と今後の確認方法を示すこと。5品目を超える個別調査は、受託者の独自提案として委託上限額内で実施する場合に限る。

⑧ 県内の供給条件の整理

（ア）県が提供する情報、関係者ヒアリング及び現地視察の結果を基に、重点原料候補５品目について、生産・採取から一次加工、保管、輸送及び原料供給までの想定工程を整理すること。

（イ）各候補について、現状又は想定される供給量、増産可能性、季節性、品質、価格・費用、加工設備、保管、物流、供給主体及び主なリスクを、確認できる範囲で整理すること。県内全域の生産者、加工事業者及び設備を網羅的に調査することまでは求めない。

（ウ）栽培適性及び加工適性は、公開情報、既存事例、関係者の知見及び現地確認に基づく定性的な評価とする。追加の試験等が必要な事項は、次年度以降の課題として明示すること。

⑨ 実需条件と供給条件の照合・評価

（ア）重点原料候補５品目について、実需者が求める数量、価格帯、品質規格、納品形態等と、県内の栽培・加工等の状況を、調査で把握できた範囲で品目別に整理すること。

（イ）実需者が求める条件を踏まえ、県内で原料を生産・加工し、供給する場合に対応できそうな点と、今後確認・検討が必要な点を、調査で把握できた範囲で整理すること。 また、県内で生産・加工する場合の特徴や強みが確認できた場合は、併せて示すこと。

（ウ）整理に当たっては、情報の出典を示し、確認できた事項と、未確認又は今後検討が必要な事項を区別すること。

⑩ 連携候補企業及び次年度以降の課題整理

（ア）企業ヒアリングの結果から、サンプル評価、情報交換、共同開発又は供給条件への助言等、次の接点が見込まれる連携候補企業を整理すること。企業名、関心事項及び連絡上の留意点は非公表情報として取り扱うこと。

（イ）重点原料候補ごとに、次年度に優先して実施すべき事項を整理すること。

⑪ その他、打合せ、進捗管理及び記録

（ア）契約締結後の初回打合せのほか、原則として月１回以上、県と進捗確認を行うこと。調査期間が短いことを踏まえ、必要に応じオンライン会議及び電子メール等を活用すること。

（イ）打合せでは、工程、実績、課題、リスク、県への依頼事項及び次回までの対応を報告すること。

（ウ）県との打合せ、農林水産部職員・原料コーディネーター・工業技術センター職員へのヒアリング及び現地視察の記録は、原則として実施後６開庁日以内に県へ提出すること。企業ヒアリングの個別記録は受託者が管理し、成果物に反映すること。

（エ）工程又は成果に重大な影響を及ぼす事象が生じた場合は、定例報告を待たず、速やかに県へ報告し、対応を協議すること。

第３　実施体制

本事業は、次に掲げる体制を整備した上で実施すること。

（1）業務全体を統括し、県との連絡窓口となる統括責任者を１名配置すること。統括責任者は、工程、品質、情報管理及び関係者調整に責任を負うこと。

（2）化粧品又は化粧品原料の市場・調達・研究開発・品質保証等に関する知見と、植物資源又は農林水産物の生産・加工・流通に関する知見を確保すること。必要な知見を外部専門家により補完することができる。

（3）担当者を変更する場合は、同等以上の能力を有する者を配置し、事前に県の承認を得ること。

（4）外部専門家又は協力事業者を活用する場合は、役割、責任範囲、指揮命令系統及び情報管理方法を明確にすること。

このほか、事業の実施・運営に必要な人材や運営体制等があれば提案書及び実施体制図に具体的に記載すること。

第４　特に企画提案を求める事項

企画提案書には、仕様書に定める最低要件を満たした上で、少なくとも次表の項目を具体的に記載すること。特に、候補素材の抽出、企業ヒアリング、県内調査及び重点原料候補の個別調査を並行して進め、各工程の情報を相互に反映して候補を追加・絞り込む方法並びに対象変更時の工程・調査範囲の調整方法を示すこと。提案内容は、委託上限額の範囲内で実施可能なものとし、追加費用を前提としないこと。また、必須業務と受託者の独自提案を区分すること。

項目	提案を求める内容
調査方針	候補素材抽出・企業ヒアリング・県内調査・重点5品目調査を並行し、情報を相互反映する方法
調査対象	企業区分、候補企業像、選定基準、10社程度へのアクセス方法、候補素材の追加・絞り込み及び未達時の代替策
調査手法	公開情報、ヒアリング、現地視察及び重点5品目の個別調査の方法、工程間の情報反映、選定後の順次着手方法
成果の具体化	重点原料候補の選定方法、連携候補の整理、先行事例の分析、次年度課題の実用性
実施体制	統括責任者、調査担当者、専門家等の役割、経歴・実績、連絡調整体制、再委託の有無
工程・見積	令和9年3月26日までの並行工程、対象変更時の調査範囲・工程調整、業務区分別の工数・経費及び遅延対応
情報管理	企業秘密、個人情報及び調査データの管理、匿名化、公表用成果物の作成方法
独自提案	目的達成に資する追加提案。必須業務と区分し、委託上限額内で実施すること

第5　委託期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

第6　成果物

受託者は、成果物として委託業務完了報告書を冊子（2部、ファイル綴可）及び電子データで納入期限までに提出すること。

電子データは、PDF形式に加え、県が編集及び再利用できるWord、Excel、PowerPoint等の形式を含めること。

第7　その他

（1）本事業に関する事務は、受託者が行うこと。

（2）本業務の実施にあたっては県と十分に協議し、県の了承を得て行うこととし、受託者は、事業の実施状況について月1回程度を目安として、適宜県に報告すること。

（3）本委託業務を実施するに当たり、第三者（県及び受託者以外の者）が所有する資料等を用いる場合は著作権処理等を行うこと。

（4）受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、佐賀県に帰属するものとし、県は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に加工及び二次利用できるものとする。また、制作者は佐賀県に対して著作人格者権を行使しないものとする。

（5）制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
（6）制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
（7）本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。なお、業務の統括及び調査の主たる業務は、本業務の中核となる業務であるため、再委託を認めない。
（8）受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。
（9）本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、県と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、県の職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
(10）本事業の実施にあたり、参加者や関係者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。